

別記：添付図書の詳細（図面の縮尺中、括弧内の数値は省令で別の定めがあるものです。）

詳細 番号	図 書	内 容
1	土地の明細書	申請書の様式中「1 開発区域に含まれる地域名称」の内訳として、開発区域に含まれる土地の所在、地目、地番及び地籍を記載した書類（許可申請書には代表地番とその他の筆数を記入すること）
2	理由書	申請書の様式中「8 法第34条の該当号及び該当する理由」の詳細を記載した書類及びそれを証明する資料
	<p data-bbox="245 555 454 584"><証明資料の例></p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="245 616 614 712">・ 法第34条第1号 （日用品店舗、自動車修理工場等） <li data-bbox="245 743 614 840">・ 法第34条第2号 （鉱物資源の有効利用に係るもの） <li data-bbox="245 871 614 967">・ 法第34条第4号 （農林漁業に関する施設） <li data-bbox="245 999 614 1095">・ 法第34条第6号 （既存工場等との密接関連施設） <li data-bbox="245 1126 614 1223">・ 法第34条第8号 （沿道サービス施設） <li data-bbox="245 1254 614 1283">・ 法第34条第9号 <li data-bbox="245 1314 614 1411">・ 法第34条第10号ロ （分家住宅） <li data-bbox="245 1442 614 1471">（部落集会所） <li data-bbox="245 1503 614 1599">（収用対象事業の施行による建築物） <li data-bbox="245 1630 614 1727">（既存集落内の自己用住宅） <li data-bbox="245 1758 614 1854">（既存建築物の建替、既存事業所の敷地拡張） 	<p data-bbox="638 616 1428 712">対象とする住宅の戸数、対象区域及び同種の施設の立地状況等が明示された図書、収支計画及び営業計画等を示した書類、資格又は免許等を要する場合は免許証等の写し等</p> <p data-bbox="638 743 1428 871">鉱物権等に関する図書、公害防止に関する図書、納税証明書、資格又は免許等を要する場合は免許証等の写し等 地元の観光開発計画に関する図書、資格又は免許等を要する場合は免許証等の写し等</p> <p data-bbox="638 902 1428 967">農産物等の集出荷等に関する図書、資格又は免許等を要する場合は免許証等の写し等</p> <p data-bbox="638 999 1428 1064">生産工程表、密接な関連及び質的改善に関する図書等営業形態等を示した書類</p> <p data-bbox="638 1126 1428 1223">前面道路の状況及び同種の施設等の立地状況等が明示された図書、営業形態等を示した書類、資格又は免許等を要する場合は免許証等の写し等</p> <p data-bbox="638 1254 1428 1319">既存の権利を有していたことを証する書類（既存の権利届出書と申請の内容が整合していること）等</p> <p data-bbox="638 1350 1428 1503">申請者と土地所有者の関係が明示された戸籍謄本、申請地を線引き前から本家が所有しているか線引き前から本家の所有する土地と交換して取得したことを証する資料、住民票謄本、本家が市街化区域にある場合は本家の土地の所有状況と申請地への立地が適当であることを証する資料等</p> <p data-bbox="638 1534 1428 1599">管理規定所、財源内容（公的補助金の交付）を証する書類、住民の要望書又は議決書等</p> <p data-bbox="638 1630 1428 1695">収用対象事業の事業主からの移転証明（従前敷地面積及び建築物の延べ床面積が明示されているもの）等</p> <p data-bbox="638 1727 1428 1823">申請地が線引き前から宅地であることを証する書類又は申請者が申請地を線引き前から所有していることを証する書類等</p> <p data-bbox="638 1854 1428 1951">既存建築物の従前の敷地及び従前の建築物等の登記簿謄本、既存事業所について許可等を受けている場合は許可証等の写し等</p>

詳細 番号	図 書	内 容
2	<p>(市街化調整区域に存する事業所において従事する者の住宅・寮等)</p> <p>(レクリエーション施設等)</p> <p>(既存宅地確認を受けた土地における開発行為)</p> <p>(土地区画整理事業の施行された区域内における開発行為)</p> <p>(指定既存集落内の自己用住宅)</p> <p>(指定既存集落内の分家住宅)</p> <p>(指定既存集落内の小規模工場等)</p> <p>(指定産業進行地域内の工場等)</p> <p>(空閑地における住宅等の建築)</p> <p>(病院・診療所と資金の距離にある薬局)</p> <p>(既存の土地利用を適正に行うために最低限必要な管理施設)</p> <p>(法に基づく許可を受けて又は許可を要しないものとして建築された後相当期間適正に利用された建築物のやむを得ない事情による所有者変更)</p> <p>(市街化区域に近接し又は隣接する集落における既存宅地の開発行為)</p>	<p>既存事業所の従前の敷地及び従前の建築物の登記簿謄本、既存事業所について許可等を受けている場合には許可証等の写し、住宅、寮等を必要とする理由を証明する資料等</p> <p>立地状況についての調書等</p> <p>既存宅地確認を受けた通知書等</p> <p>土地区画整理事業の認可書の写し</p> <p>申請者が線引き前から指定既存集落内に生活の根拠を有していることを証する書類(住民票、戸籍の附票等)等</p> <p>申請者が土地所有者の関係が明示された戸籍謄本、本家が線引き前から当該指定既存集落内に生活の拠点を有していることを証する書類(住民票、戸籍の附票等)等</p> <p>申請者が線引き前から当該指定既存集落内に生活の根拠を有していることを証する書類(住民票、戸籍の附票等)、営業計画等を示した書類、資格又は免許等を要する場合は免許証等の写し等</p> <p>工場等の業種が技術先端型業種に該当することを証する資料、事業計画等を示した書類等</p> <p>申請地の四囲の土地について登記簿謄本等土地の利用状況が判明できる書類、住宅以外の申請にあっては既存建築物の敷地及び既存建築物の登記簿謄本等</p> <p>薬事法第2条第5号に該当する店舗であることを証する書類</p> <p>既存の土地を相当期間以上利用したことを証する書類等</p> <p>既存建築物を相当期間(10年)以上適正に利用したことを証する書類等</p> <p>申請地が旧法の既存宅地確認を受けることができた土地であることを証する書類等</p>

詳細番号	図書	内容
3	設計説明書 工区別設計説明書	設計の方針、開発区域内の土地の現況、土地利用計画及び公共施設の整備計画を記載した書面
4	登記簿謄本、公図の写し	開発行為をしようとする土地、開発行為に関する工事をしようとする土地及びこれらの土地にある建築物、その他の工作物の登記簿謄本、公図の写し(転写年月日、転写場所、作成者を明示すること。)
5	法第32条に規定する同意を得たことを証する書面	開発行為に係りのある公共施設の管理者の同意を得たことを証する書面
6	法第32条に規定する協議の経過を示す書面	開発行為又は開発行為に関する工事により設置される公共施設を管理することとなる者、その他政令で定める者(政令第23条)との協議の経過を示す書面
7	法第33条第1項第14項の相当数の同意を得たことを証する書面	開発行為をしようとする土地若しくは開発行為に関する工事をしようとする土地の区域内の土地又はこれらの土地にある建築物その他の工作物につき開発行為の施行又は開発行為に関する工事の実施の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得たことを証する書類
8	設計図書が法第31条の規定による設計者の資格を有する者により作成されたことを証する書類	設計図書(開発行為に関する工事を実施するため必要な図面及び仕様書)を作成した者が、省令第19条に掲げる資格を有する者であることを証する書類
9	申請者の資力信用を証する書類	申請者に当該開発行為を行うために必要な資力信用があることを証する資金調達、事業実績、納税証明等に関する書類
10	工事施行者の施行能力を証する書類	工事施行者に当該開発行為を行うために必要な能力があることを証する書類
11	土地又は土地の利用に関する所有権以外の権利を有していたことを証する書類	市街化調整区域に関する都市計画が決定され、又は当該都市計画を変更してその区域が拡張された際、自己の居住の用若しくは業務の用に供する建築物を建築し、又は自己の業務の用に供する第一種特定工作物を建築する目的で左記の権利を有していたことを証する書類
12	住民票、登記簿謄本等	申請者が個人の場合は住民票、申請者が法人の場合は法人の登記簿謄本及び定款又は寄付行為の写しを添付する。
13	他法令による許認可の状況を示す書類	開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可認可等を要する場合には、当該許可書、認可書等の写し又は手続きの状況を示す書類を添付する。
14	開発区域の現況写真	開発区域の現況を2面以上から撮影した写真を添付すること。(開発区域を朱線等で明示し、撮影方向を記入すること。)

詳細 番号	図 面	明示すべき事項	縮尺	備 考
15	開発区域位置図	方位、開発区域（開発区域を工区に分けたときは、開発区域及び工区をいう。以下「開発区域」という場合と同じ。）の位置	1/50,000 以上	地形図とすること。
16	開発区域区域図	方位、開発区域の区域並びにその区域を明らかに表示するのに必要な範囲内において県界、市町村界、市町村の区域内の町又は字の境界都市計画区域界並びに土地の地番及び形状	1/600 以上 (1/2,500 以上)	
17	求積図	開発区域全体の求積表 計算法 (1) 三斜法 (2) 倍横距法	1/500 以上 1/2,500 以上	必要に応じて開発区域内の公共施設についても作成すること。
18	現況図	方位、地形、開発区域内及び開発区域の周辺の公共施設並びに政令第28条の2第1号に規定する樹木又は樹木の集団及び同条第2号に規定する切り土又は盛土を行う部分の表土の状況	1/600 以上 1/2,500 以上	1 等高線は、 2 mの標高差を示すものであること。 2 樹木若しくは樹木の集団又は表土の状況にあつては、規模が1ha以上の開発行為について記載すること。
19	土地利用計画図	方位、開発区域の境界、公共施設の位置及び形状、予定建築物等の敷地の形状、敷地に係る予定建築物の用途、公益的施設の位置、樹木又は樹木の集団の位置並びに緩衝帯の位置及び形状	1/500 以上 (1/1,000 以上)	

詳細番号	図面	明示すべき事項	縮尺	備考
20	造成計画平面図	方位、開発区域の境界、切度又は盛土をする土地の部分、がけ(地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいう。以下「がけ」という場合に同じ)又は擁壁の位置並びに道路の位置、形状、幅員及び勾配	1/500 以上 (1/1,000 以上)	切土又は盛土をする土地の部分で表土の復元等の措置を講ずるものがあるときは、その部分を図示すること。
21	造成計画断面図	切土又は盛土をする前後の地盤面	1/500 以上 (1/1,000 以上)	高低差の著しい箇所について作成すること。
22	排水施設計画平面図	排水区域の区域界並びに排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称	1/500 以上	
23	給水施設計画平面図	給水施設の位置、形状、内のり寸法及び取水方法並びに消火栓の位置	1/500 以上	
24	がけの断面図	がけの高さ、勾配及び土質(土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ)、切土又は盛土をする前の地盤面並びにがけ面の保護の方法	1/50 以上	1 切土をした土地の部分に生ずる高さが2mを超えるがけ、盛土をした土地の部分に生ずる1mを超えるがけ又は切土と盛土を同時にした土地の部分に生ずる高さが2mを超えるがけについて作成すること。 2 擁壁で覆われるがけ面については、土質に関する事項は示すことを要しない

詳細 番号	図 面	明示すべき事項	縮尺
25	擁壁の断面図	擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎杭の位置、材料及び寸法	1/50 以上
26	排水施設構造図	開渠、暗渠、落差工、入孔、雨水枡、汚水枡、吐口、終末処理施設(面積が20ha以上のもの、主として住宅の建築を目的とした開発行為の場合添付する。)、ポンプ施設の構造の詳細	1/50 以上
27	道路横断図	道路幅員、横断勾配、路面及び路盤の詳細、道路側溝の位置、形状及び寸法、路面埋設物の位置	1/50 以上
28	道路縦断図	測点、単距離、追加距離、地盤高、計画高、勾配、道路記号、基準高(BM)	縦 1/200 横 1/1,000 以上
29	下水道縦断図	測点、入孔間距離、地盤高、計画地盤高、入孔記号、入孔深さ、入孔種類及び位置、排水渠勾配、管径、管底高土被り	縦 1/200 横 1/1,000 以上
30	防災工事計画平面図	方位、等高線、計画道路線、段切位置、ヘドロ除去位置除去深さ、表土除去位置、防災施設の位置、形状、寸法及び名称、流土計画、工事中の雨水経路、防災施設の設置時期及び期間	1/1,000 以上
31	防災施設構造図	防災工事において設置される施設の詳細	1/100 以上
32	予定建築物等の設計図	予定建築物又は特定工作物の各階平面図、立面図(2面以上とする。)及び敷地に対する配置図(建築物の階数、構造、建築面積、述べ床面積を明示すること。)	